

# 第 13 次労働災害防止推進計画

働く一人ひとりがいかなる働き方においても、  
安全や健康が確保される社会を実現するために

平成 30 年 3 月

静岡労働局

## <目次>

はじめに	1
1 計画のねらい	2
(1) 計画期間	2
(2) 計画の目標	2
(3) 計画の評価と見直し	2
2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性	2
(1) 静岡県内の労働災害の推移	2
(2) 業種別の労働災害の動向	3
(3) 年齢別の状況	4
(4) 労働者の健康確保を巡る動向と対策の方向性	5
(5) 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を巡る状況と対策の方向性	6
(6) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性	7
3 重点事項	7
(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進	
(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進	
(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進	
(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進	
(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進	
(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化	
(7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進	
(8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等	
4 重点事項ごとの具体的取組	7
(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進	7
業種別・災害種別の重点対策の実施	7
ア 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止	7
イ 建設業における墜落・転落災害等の防止	8
ウ 林業における伐木等作業の安全対策	9

(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進	9
ア 労働者の健康確保対策の強化	9
(ア) 企業における健康確保措置の推進	9
(イ) 産業医・産業保健機能の強化	10
イ 過重労働による健康障害防止対策の推進	10
ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進	10
(ア) メンタルヘルス不調の予防	10
(イ) パワーハラスメント対策の推進	10
(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進	11
ア 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応	11
(ア) 第三次産業対策	11
(イ) 陸上貨物運送事業対策	12
(ウ) 転倒災害の防止	13
(エ) 腰痛の予防	13
(オ) 熱中症の予防	13
(カ) 交通労働災害対策	13
(キ) 職場における「危険の見える化」の推進	14
イ 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止	14
(ア) 高年齢労働者対策	14
(イ) 非正規雇用労働者対策	14
(ウ) 外国人労働者、技能実習生対策	14
(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進	15
ア 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進	15
イ 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり	15
(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進	15
ア 化学物質による健康障害防止対策	15
(ア) 国際動向等を踏まえた化学物質による健康障害防止対策	15
(イ) リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善	16
(ウ) 化学物質の有害性情報の的確な把握	16
(エ) 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実	16

イ	石綿による健康障害防止対策	16
(ア)	解体等作業における石綿ばく露防止	16
(イ)	労働者による石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存	17
ウ	受動喫煙防止対策	17
エ	電離放射線による健康障害防止対策	17
オ	粉じん障害防止対策	17
(6)	企業・業界単位での安全衛生の取組の強化	17
ア	企業のマネジメントへの安全衛生の取込み	17
イ	労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用	18
ウ	業界団体内の体制整備の促進	18
エ	元方事業者等による健康確保対策の推進	18
オ	関係官庁との連携の強化	18
(7)	安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進	18
(8)	国民全体の安全・健康意識の高揚等	18
	静岡労働局における第13次労働災害防止推進計画の目標(グラフ)	19

## 第 13 次 労働災害防止推進計画

～働く一人ひとりがいかなる働き方においても、安全や健康が確保される社会を実現するために～

静 岡 労 働 局

はじめに

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで12次にわたり策定してきた。

この間、産業災害や職業性疾病の防止に取り組む国、事業者、労働者等の関係者に対し、安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、我が国の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善した。

静岡県内においても、国の計画を受けて、県内の災害発生状況等を踏まえ、様々な対策を講じてきたところであるが、近年の状況を見ると、未だに4,100人を超える休業4日以上死傷者が発生している上、近年は労働災害発生件数の長期的な減少から一転して、増加傾向を示している。

「働き方改革」を踏まえ、労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策等に取り組むことが必要となっている。加えて、脳・心臓疾患や精神障害等による労災請求件数も高止まりになっており、国の第13次労働災害防止計画が指摘している全国的な課題は、静岡県内においても共通の課題となっている。このほか、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害や死亡災害に至る化学工場の爆発事故等の社会的に注目を受ける災害も発生している。

更に、静岡県は東西に長く、西部地区の自動車製造業、富士地区の製紙業、伊豆地区の旅館業など地域で特色のある産業が認められ、県内には多くの工業団地や原子力施設等が立地しているため、労働災害防止対策の推進に当たっては、一層のきめ細かな対応が求められる。

このため、静岡労働局では、国の「第13次労働災害防止計画」を踏まえ、今後の労働災害防止対策を進めるため、「第13次労働災害防止推進計画」（以下「13次防」という。）を策定した。

県内の各労使団体、関係機関・団体及び事業者において、本計画の趣旨が十分理解され、それぞれの業界や職場での具体的な対策に反映されることが求められる。

## 1 計画のねらい

### (1) 計画の期間

本計画は、2018 年度から 2022 年度までの 5 か年を計画期間とする。

### (2) 計画の目標

以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- ① 死亡災害については、ひとたび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、第 12 次労働災害防止推進計画（以下「12 次防」という。）期間中の死亡災害発生件数の合計と比較して、13 次防期間中の死亡災害発生件数の合計を 15%以上減少させる。なお、製造業、建設業及び林業を重点業種とし、目標は全業種と同様に期間中 15%以上の減少とする。
- ② 死傷災害（休業 4 日以上の労働災害をいう。以下同じ。）については、増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、2017 年と比較して、2022 年までに 5%以上減少させる。なお、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店を重点業種とし、2017 年の死傷者数より減少させる。
- ③ ストレスチェック制度をはじめとしたメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックの実施義務事業場に対し、ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を 60%以上（2016 年 3 月全国値：37.1%）とする。

### (3) 計画の評価等と見直し

13 次防に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価等を行い、必要に応じ見直しを図る。

なお、計画の評価に当たっては、単に死傷者数や目標に掲げた指標の増減のみで評価するのではなく、その背景等を含めて分析を行う。

## 2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

### (1) 静岡県内の労働災害の推移

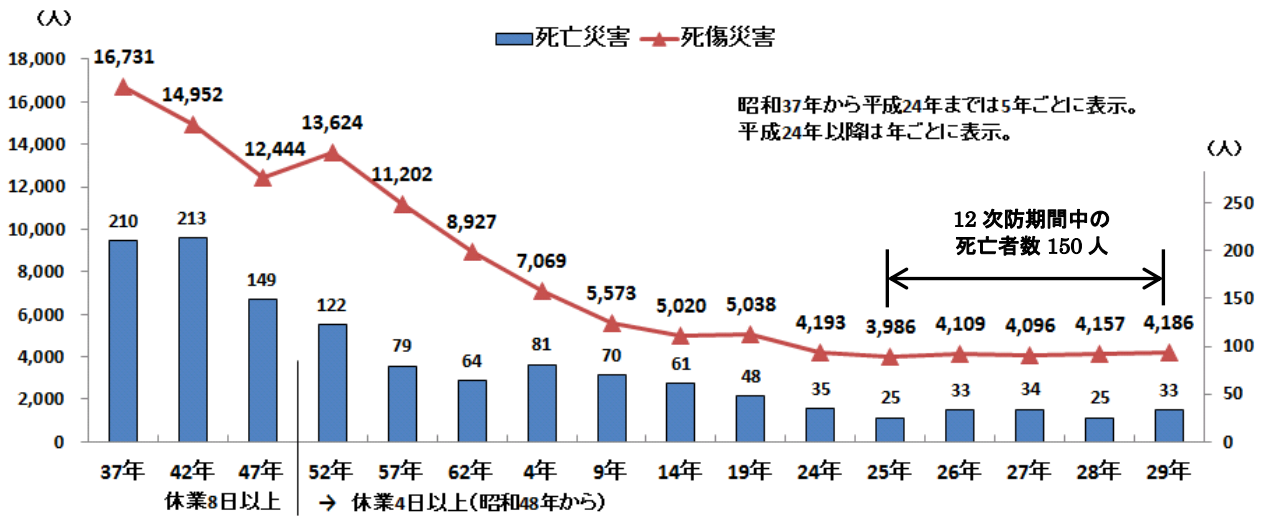
ア 死亡災害については、昭和 36 年（1961 年）の 258 人から長期的には減少し、昭和 54 年（1979 年）には初めて 100 人を下回り、平成 25 年と 28 年に過去最少の 25 人となったが、12 次防の最終年である平成 29 年は 33 人となった。

12 次防期間中の死亡者数は 150 人となり、11 次防期間中の 197 人と比較し、「10%以上」減少させるとする目標を達成した。（図 1）

イ 死傷者数（昭和47年以前は休業8日以上、昭和48年以降は休業4日以上）については、昭和35年（1960年）の18,354人をピークに、長期的には減少し、昭和60年（1985年）には初めて10,000人以下となった。平成25年には初めて4千人を下回り過去最少の3,986人となったが、平成26年以降は再び4千人台となり、12次防の最終年である平成29年は4,186人であった。

12次防で目標とした平成24年の4,193人と比較し、平成29年までに「15%以上」減少させるとする目標は達成できなかった。（図1）

【図1】 静岡県内の労働災害の推移

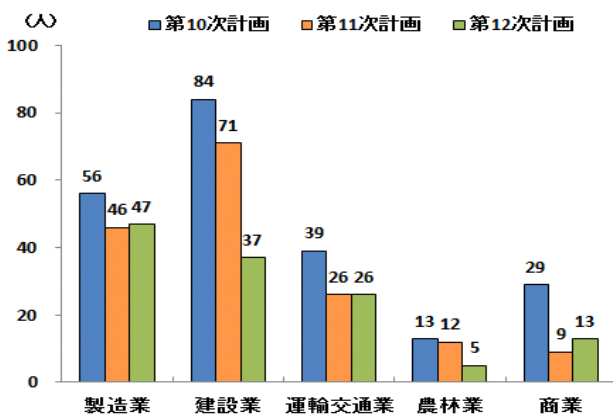


(2) 業種別の労働災害の動向

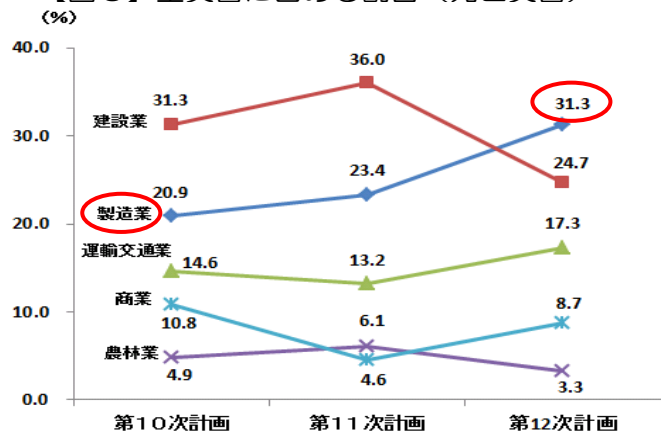
ア 12次防期間中の死亡者数は、11次防期間中と比較し、建設業（47.9%減）、農林業（58.3%減）は減少した。一方、商業（44.4%増）、製造業（2.2%増）は増加し、運輸交通業は増減がなかった。（図2）

なお、全産業に占める割合は11次防期間中までは建設業が最も高かったが、12次防期間中では製造業が31.3%と最も高かった。（図3）

【図2】 業種別発生状況（死亡災害）



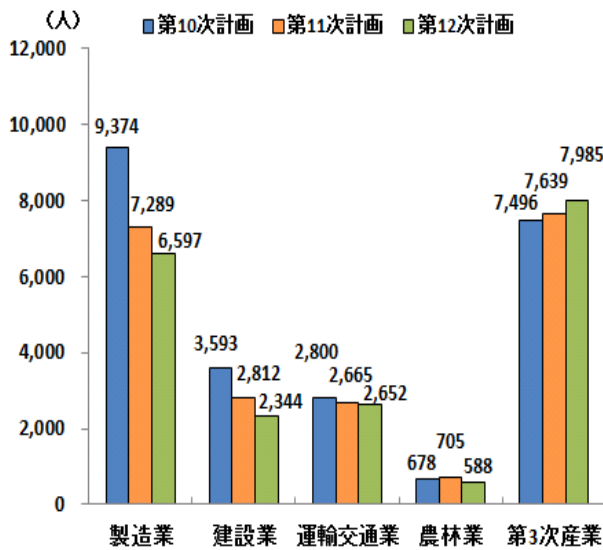
【図3】 全災害に占める割合（死亡災害）



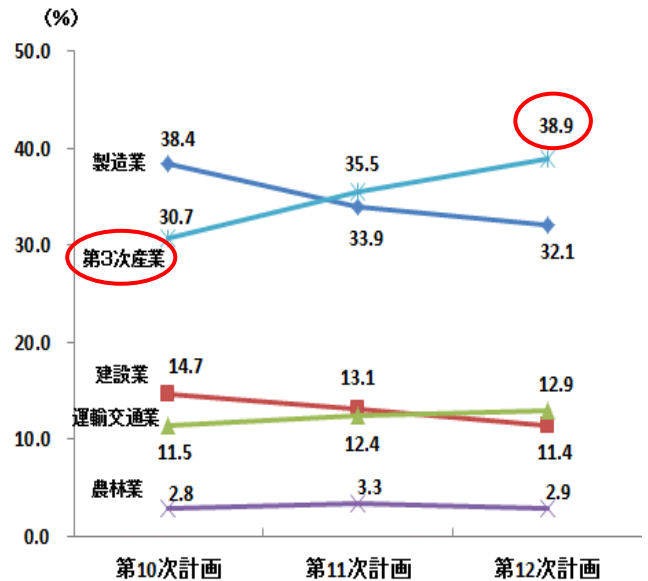
イ 12次防期間中の死傷者数は、11次防期間中と比較し、第三次産業(4.5%増)増加したが、建設業(16.6%減)、製造業(9.6%減)、農林業(16.6%減)及び運輸交通業(0.4%減)は減少した。(図4)

なお、全産業に占める割合は、10次防期間中までは製造業が最も高かったが、11次防期間中から第三次産業の割合が製造業の割合を上回り、12次防期間中では38.9%となった。(図5)

【図4】業種別発生状況(死傷災害)



【図5】全災害に占める割合(死傷災害)

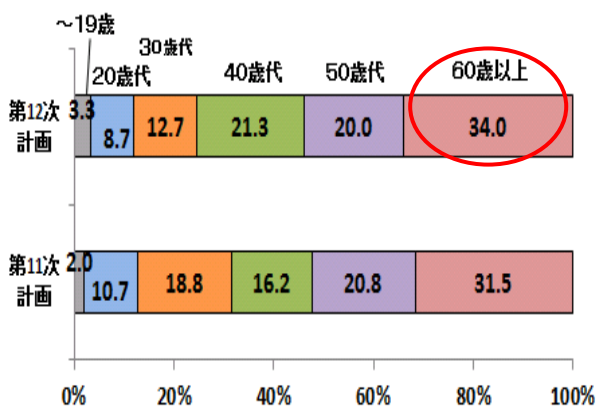


(3) 年齢別の状況

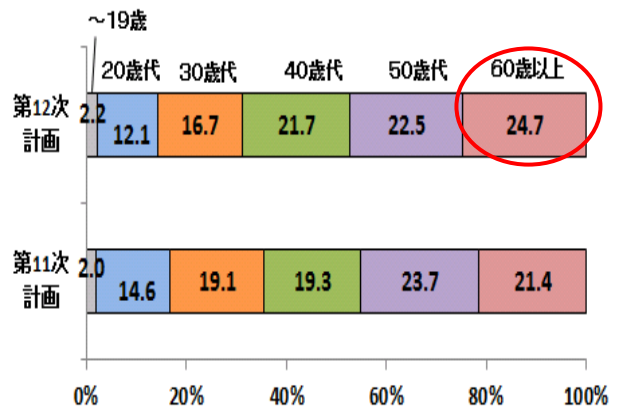
ア 死亡災害については、12次防期間中では、60歳以上の労働者の占める割合が34.0%と最も多く、11次防期間中と比べると2.6%上昇した。(図6)

イ 死傷災害については、12次防期間中では、60歳以上の労働者の占める割合が24.7%と最も多く、11次防期間中と比べると3.3%上昇した。(図7)

【図6】年齢別の死亡災害の割合



【図7】年齢別の死傷災害の割合





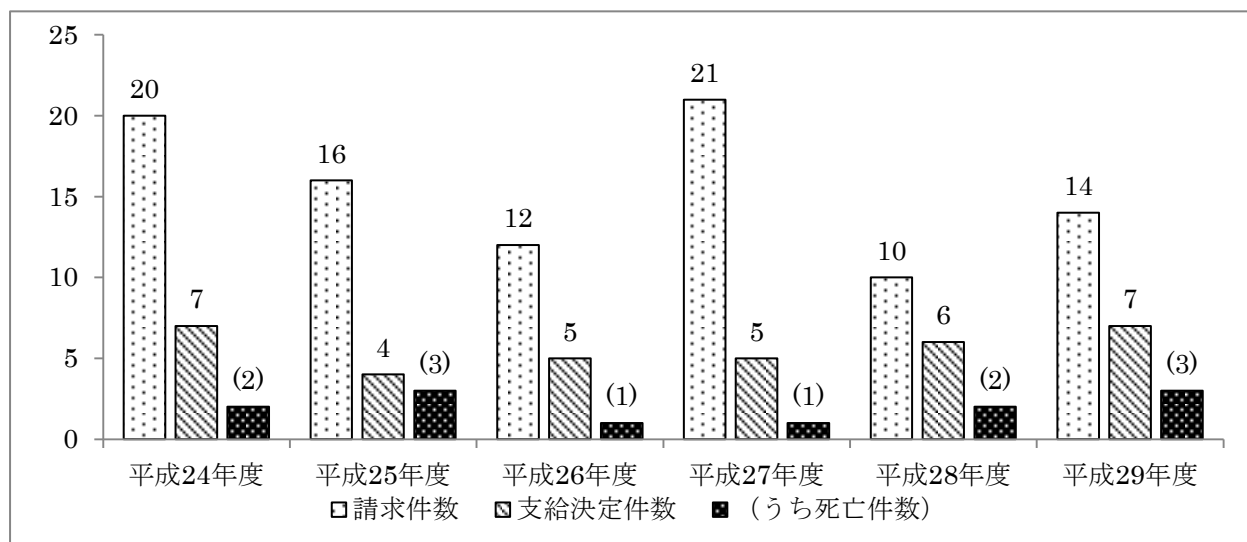
#### (4) 労働者の健康確保を巡る動向と対策の方向性

厚生労働省の調査によれば、現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として全労働者の半数を超えている実態が認められている。一方、静岡県内の「脳・心臓疾患」による過去5年間の労災請求件数は73件で、認定された件数は27件である。また、そのうち死亡件数は10件となっている。(図8)

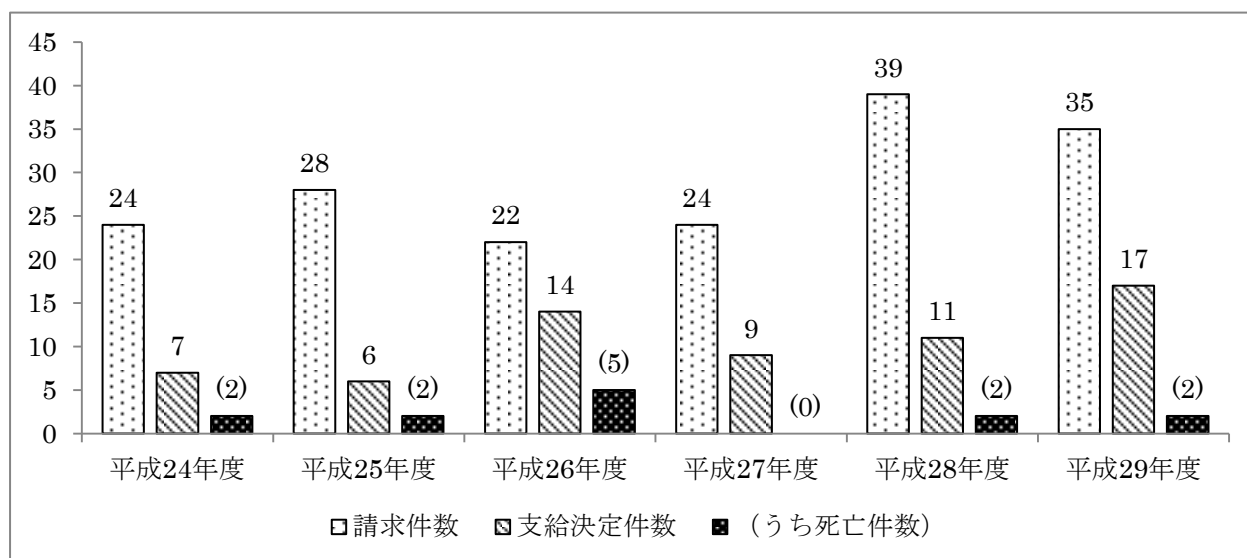
さらに、「精神障害」による過去5年間の労災請求件数は148件で、認定された件数は57件である。また、そのうち死亡又は自殺(未遂を含む。)の件数は11件となっている。(図9)

これらを年齢階級別でみると「脳・心臓疾患」は50歳代、40歳代の順で多く、「精神障害」は30歳代と40歳代が最も多くなっている。(図10)

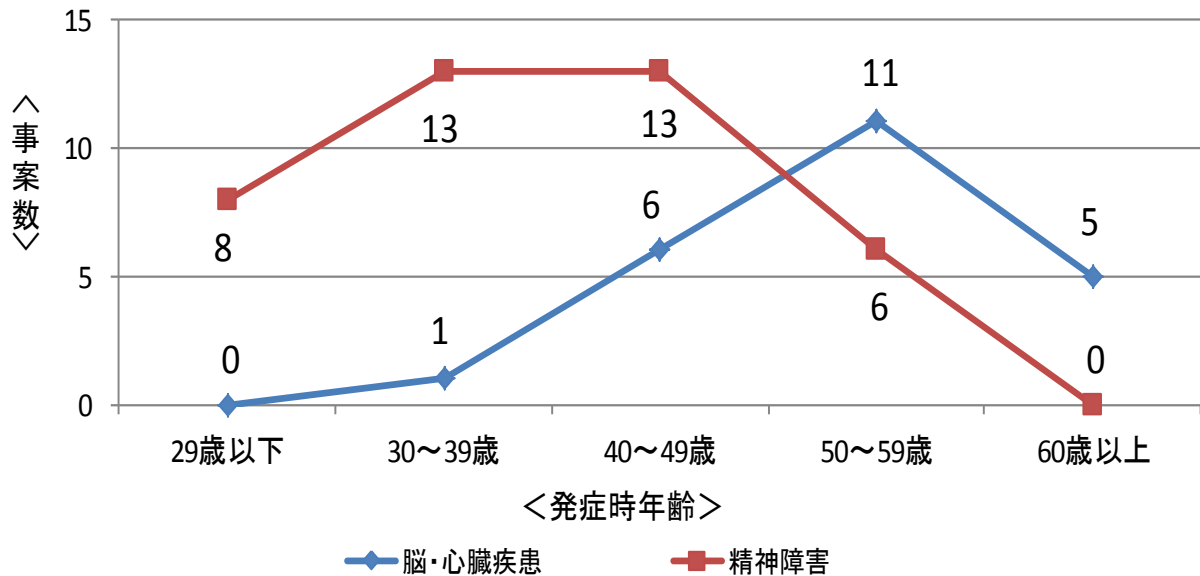
【図8】 静岡労働局における脳・心臓疾患に係る労災請求・決定件数の推移



【図9】 静岡労働局における精神障害に係る労災請求・決定件数の推移



【図10】 脳・心臓疾患、精神障害の年齢階級別の事案数  
 (平成24年4月～平成29年3月までに労災認定された事案)



過労死等を未然に防止するためには、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要であり、平成27年12月には、メンタルヘルス不調を未然に防止することを主な目的としたストレスチェック制度が創設された。

50人以上の事業場に対しては、適切な実施ための指導を進め、50人未満の小規模事業場等に対しても、ストレスチェック制度の普及のために静岡産業保健総合支援センターの活用を図る。

また、その結果を集団分析し、職場環境の改善に活用することが重要であることから、静岡労働局としては集団分析結果を活用した事業場の割合を60%以上とする目標を掲げ、職場環境改善への取組や、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備の促進を図る。

#### (5) 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を巡る状況と対策の方向性

県内の脳・心臓疾患につながるリスクのある血圧や血糖、脂質等の結果を含めた労働安全衛生法に基づく一般健康診断における有所見率は、全労働者の半数を超え、疾病のリスクを抱える労働者は年々増加傾向にある。

健康診断の結果に異常所見がある労働者の脳・心臓疾患の未然防止と疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立のため、健康診断の結果に基づく就業上の措置を的確に実施するとともに、労働者の治療と職業生活の両立支援に取り組む企業に対する支援等を推進する。

## (6) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

日本国内の産業現場で使用される化学物質は約 70,000 種類に及び、毎年 1,000 物質程度の新規化学物質の届出がなされている。これら膨大な種類の化学物質のうち、労働安全衛生関係法令により何らかの規制を受けるものは 663 物質であるが、その他多くの化学物質については、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分行われているとはいえない状況にある。

また、県内においても、近年、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害が発生しているが、現状、事業者による自主的な情報提供等を端緒として実態把握や対策を講じざるを得ない状況にある。

このほか、石綿による健康障害の防止については、国内の石綿使用建築物の耐用年数から推計した解体棟数が、今後増加することを踏まえ、対策の強化に取り組むこととする。

## 3 重点事項

国の第 13 次労働災害防止計画、静岡県内の労働災害の動向等を踏まえ、以下の 8 つを重点事項とする。

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- (8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等

## 4 重点事項ごとの具体的取組

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

### 業種別・災害種別の重点対策の実施

#### ア 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止

- ・ 製造業における死亡災害は減少傾向を呈せず、12 次防期間中の合計は 46 人で全体の 30.9%を占め、同期間中の建設業の 24.8%を超えた。また、46 人の災害の約 4 割は機械、設備（コンベアを含む）を起因物としている。

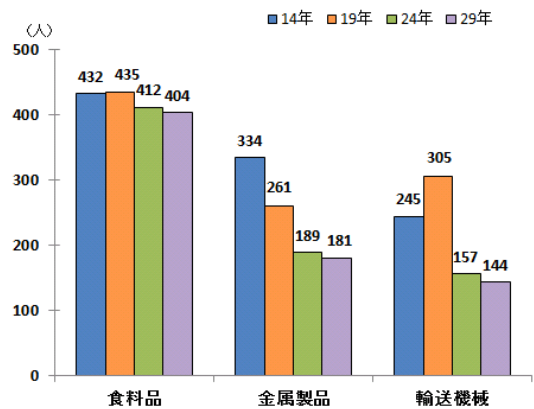
よって、危険性の高い機械等については、製造者が十分な知識及び技能を有する者を参画させた「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成 19 年 7 月 31 日付け基発第 0731001 号）による製造時のリスクアセスメントを確実に実施

するための方策を検討するとともに、製造者によるリスクアセスメントを実施しても残留するリスク等の情報を機械等の使用者に確実に提供する方策を検討する。あわせて、機械等の使用者による安全な使用の徹底を図る。

- ・ 製造業における死傷災害のうち約3割を占める食料品製造業については、(図11) 前述のリスクアセスメントと併せ「食品加工用機械の労働災害防止対策ガイドライン」及び「食品包装機械の労働災害防止対策ガイドライン」等により、機械等の使用者による安全な使用の徹底を図る。

- ・ 静岡県労働基準協会連合会、各地区労働基準協会と連携し、焼津地区水産加工業安全衛生協議会、静岡県缶詰協会等の活動を支援し、主要な製造業の業界団体により構成される製造業安全対策官民協議会における安全対策の検討結果の周知を図り、事業場の自主的な安全確保の促進を図る。

【図11】製造業における死傷災害の推移

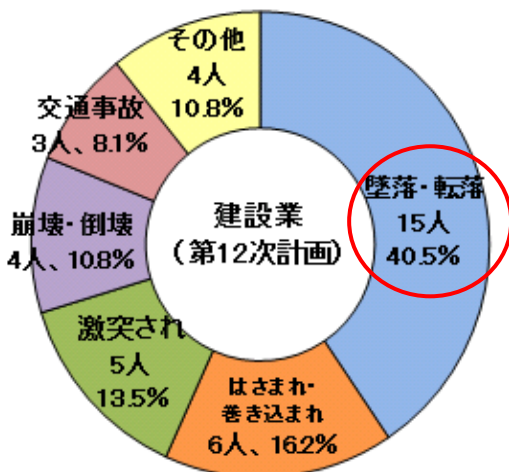


### イ 建設業における墜落・転落災害等の防止

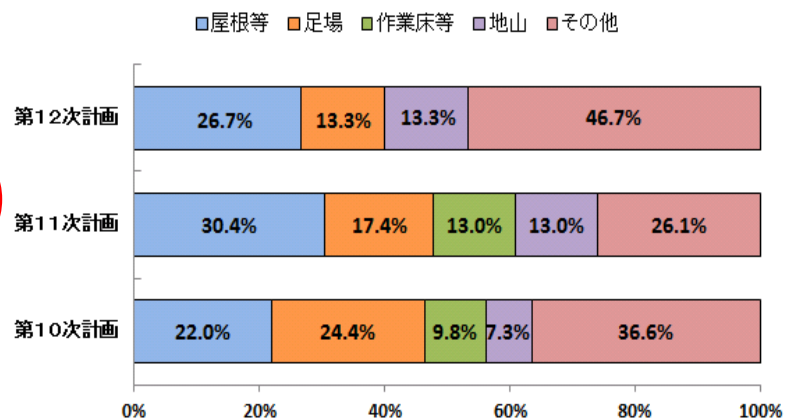
- ・ 建設業では、死亡災害を事故の型別にみると、墜落・転落災害が40.5%（死傷災害では32.9%）を占め、次いではさまれ・巻き込まれ災害が16.2%（同10.8%）、激突され災害が13.5%（同5.1%）となっている。（図12）

墜落災害について、起因物別では、屋根・はり等が26.7%、地山等と足場がそれぞれ13.3%となっている。（図13）

【図12】事故の型別発生状況（建設業）



【図13】墜落災害の起因物別発生状況（建設業）



建設業においては、墜落・転落災害が死亡災害のうち4割を超える状況にあることから、墜落・転落災害防止規定の遵守の徹底を図る。また、「墜落防止用の保護具の規制の在り方に関する検討会報告書」（平成29年6月13日墜落防止用の保護具の規制の在り方に関する検討会とりまとめ）を踏まえ、高所作業時における墜落防止用保護具については、原則としてフルハーネス型とするとともに、墜落時の落下距離に応じた適切な保護具の使用の徹底を図る。

- ・ 建設業の死亡災害のうち解体工事における死亡災害の占める割合が徐々に増加し、今後、老朽化したインフラの鉄筋コンクリートや鉄骨の建築物、橋梁等の解体工事が増加することが見込まれることから、老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事におけるガイドラインの周知徹底を図る。
- ・ 近年、台風、大雨等の自然災害が頻発しており、県内においても災害復旧工事における高所ロープ作業者の墜落、橋崩壊による墜落災害等が発生していることから、道路、地山からの転落災害の防止を重点に、復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底を指導する。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成29年6月9日閣議決定）に基づき、国土交通省中部地方整備局と緊密な連携の下に、請負契約における安全衛生経費の適切な積算及び確実な支払いに関する施策の検討・実施、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等の取組を着実かつ計画的に実施する。

#### ウ 林業における伐木等作業の安全対策

- ・ 12次防期間中のチェーンソーによる伐木等作業中に発生する死亡災害が4件中3件を占めていることから、その一層の減少を図るため、「伐木作業等における安全対策のあり方に関する検討会」における議論の結果を踏まえ、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法の普及、下肢を保護する防護衣の着用の徹底、安全教育の充実等必要な安全対策の充実強化を図るとともに、その周知徹底について森林管理署や森林組合と連携して取り組む。
- ・ 林業・木材製造業労働災害防止協会の安全管理士等による指導と併せ、森林管理署と連携し、林業普及指導員等による伐木等作業現場での労働災害の防止対策について指導の充実を図る。

## (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

### ア 労働者の健康確保対策の強化

#### (ア) 企業における健康確保措置の推進

- ・ 過重労働・メンタルヘルス対策等の労働者の心身の健康確保対策がこれまでになく強く求められている。そのため、法定の健康診断やその結果を踏まえた

就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、経営トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を推進する。また、労働者に対しても、自ら健康の保持増進に努めるよう周知していく。

#### (イ) 産業医・産業保健機能の強化

- ・ 過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者に係る医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等が確実に実施されるように指導する。
- ・ さらに、産業医等による保健活動に関しては
  - ① 産業医の資格を有する医師の確保
  - ② 産業医の選任義務がない小規模事業場における産業保健機能強化の支援
  - ③ 産業医や看護職等の産業保健スタッフで構成される産業保健活動の活性化等について指導する。
- ・ 衛生委員会等の活動の活性化を図るため、産業医に衛生委員会等の参加を促すなどの取組を進めるとともに、必要に応じて、衛生委員会等の審議事項等についても指導する。

#### イ 過重労働による健康障害防止対策の推進

- ・ 過重労働により脳・心臓疾患等の発症のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないよう、労働者の労働時間の的確な把握等を指導する。

#### ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

##### (ア) メンタルヘルス不調の予防

- ・ ストレスチェック結果から、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者が、医師の面接指導、あるいは保健指導等につながるよう指導する。
- ・ ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善について、好事例の収集・情報提供等の指導を行い、その取組を他の事業場にも周知・啓発する。
- ・ 静岡産業保健総合支援センターの積極的な利用を促進させ、小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策にかかる取組を指導する。
- ・ 事業場におけるメンタルヘルス対策について、労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成18年健康保持増進のための指針公示第3号）に基づく取組を引き続き指導する。

##### (イ) パワーハラスメント対策の推進

- ・ 労働者が健康で意欲を持って働けるよう、労働時間の管理やメンタルヘルス対策のみならず、職場のパワーハラスメント等の防止について指導する。

### (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

#### ア 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応

##### (ア) 第三次産業対策

- ・ 第三次産業の死傷災害は、平成29年では小売業が24.3%、社会福祉施設が14.7%、飲食店が8.3%を占め、この3業種で半数近くを占めている。(図14)

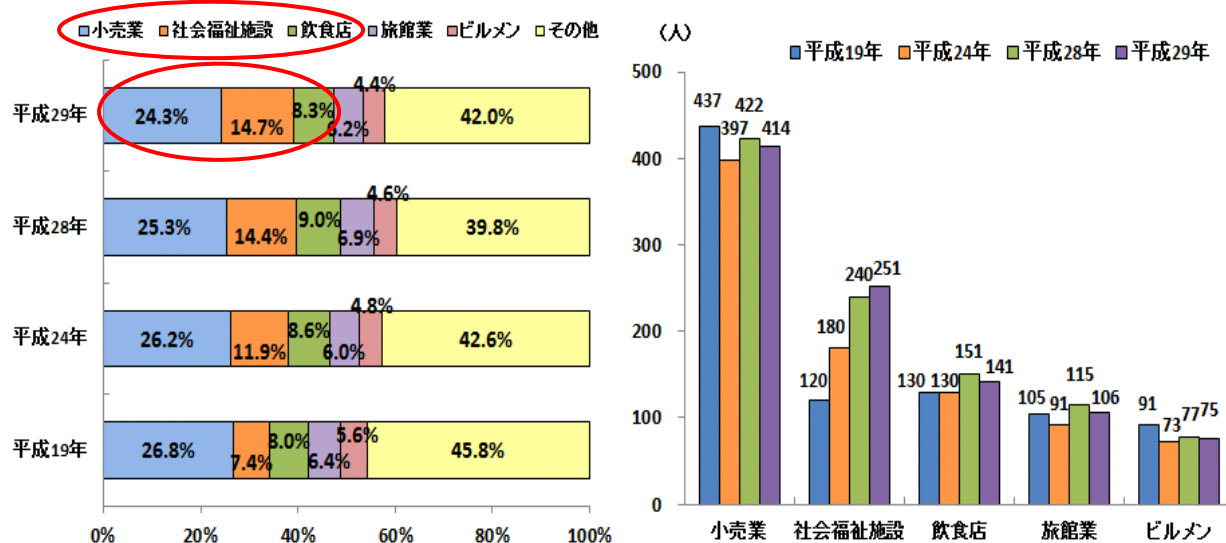
小売業、社会福祉施設及び飲食店については、労働者数の増加を考慮したとしても年千人率が上昇している(表1)。そのため、平成29年1月より「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」として静岡県内に本社・本部を置く事業場に対しての説明会、個別指導等を実施したところ、小売業、飲食店について平成28年と比較し、わずかではあるが死傷災害を減少することが出来た。(図15)

《表1》 静岡労働局管内の11次防と12次防の年平均の業種別死傷年千人率の比較

	11次防	12次防	差(ポイント)
陸上貨物運送事業	9.03	8.94	△0.09
小売業	1.96	2.05	0.09
社会福祉施設	2.47	2.54	0.07
飲食店	1.39	1.59	0.20

(注) 11次防期間中の労働災害データを平成21年経済センサスの労働者数として算出した。  
12次防期間中の労働災害データを平成26年経済センサスの労働者数として算出した。

【図14】第三次産業における死傷災害の推移(割合) 【図15】第三次産業における死傷災害の推移



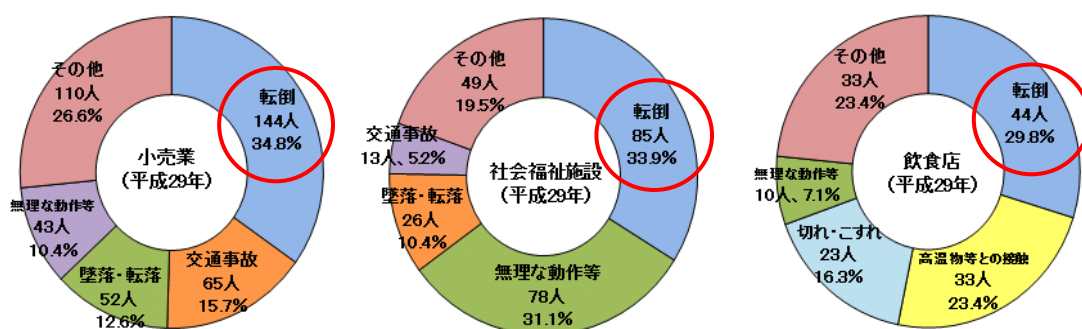
これを更に推し進め、全店舗・施設における安全衛生水準の一層の向上を図る。個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限及び予算が限定



的であり、本社・本部の労働災害防止対策への参画が求められる。このような業態の事業場について、事業場単位の安全衛生管理に加え、企業単位での安全衛生管理を推進する。

- ・ 事故の型別の発生状況は、転倒災害が、小売業では34.6%、社会福祉施設では32.8%、飲食店では31.2%を占めており、労働者の行動に起因する災害が多い。（図16）

【図16】事故の型別発生状況（死傷災害）



特に経営トップに対して、本社・本部の関与の重要性を理解させるための周知を行う。安全衛生方針の作成、作業マニュアルの作成・周知、各店舗・施設で行う安全衛生管理活動（4S活動、KY活動、ヒヤリハット活動、危険箇所の「見える化」等）の決定、店舗・施設への各種支援等の実施を促進し、転倒災害や腰痛災害等の減少を図る。

- ・ 周知に当たっては、許認可や社会福祉施設法人の監査、食品衛生に係る指導等を行う静岡県等関係行政機関や関係業界団体との更なる連携を図る。
- ・ 第三次産業の事業場が実効ある取組を行えるようにするため、全国労働安全衛生コンサルタント会静岡県支部と連携し、相談等専門家を活用できるよう支援する。
- ・ 社会福祉施設については、腰痛予防のため、安全衛生教育の徹底だけでなく、介護機器等の導入促進も併せて行う。
- ・ 小売業・飲食店については、他業種に比べ非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

#### (イ) 陸上貨物運送事業対策

- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の約7割が荷役作業時に発生していることから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」



という。)に基づき、陸上貨物運送事業労働災害防止協会静岡県支部と連携し、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。

- ・ 静岡運輸支局と連携し、荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する。

#### (ウ) 転倒災害の防止

- ・ 転倒災害について、労働災害防止団体等と連携して、引き続き「STOP！転倒災害プロジェクト」に沿って、2月及び6月を重点月間として対策を推進する。
- ・ 一般的に加齢に伴う身体機能の低下により転倒災害の発生リスクが高まることから、これを予防するための体操の周知・普及を図る。

#### (エ) 腰痛の予防

- ・ 腰痛は、第三次産業や陸運業において多く発生しており、労働者に対し、腰痛予防を含めた安全衛生教育の確実な実施を推進する。

介護労働者等の身体的負担軽減を図る介護機器について、効果的な取組の周知・啓発を行い、導入を促進する。

引き続き、「職場における腰痛予防対策指針（平成25年6月改訂）」を推進する。

- ・ 荷の積卸し等の定型的な重筋業務を行う場合にも、身体への負担を軽減する機械等の普及を図る方策等を推進する。

#### (オ) 熱中症の予防

- ・ JIS規格に適合したWBGT値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT値の測定とその結果に基づき、休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベストの着用等の必要な措置が取られるよう推進する。
- ・ 熱中症予防対策の理解を深めるために、建設業等における先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの提供を行う。

#### (カ) 交通労働災害対策

- ・ 12次防期間中の交通事故による死亡災害は29件発生しており、業種別にみると陸上貨物運送事業10件(34%)、小売業5件(17%)、建設業3件(10%)、その他7件(20%)となっている。小売業における死亡災害のうち、新聞の配達中に発生したものが2件(40%)となっており、引き続き新聞販売店における交通労働災害防止対策の推進を図る。

交通事故による死亡災害を減少させるため、引き続き、業種横断的に「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく指導を行うとともに、特に、陸上貨物運送事業、建設業、新聞販売業及び警備業等にあつては、関係団体と積極的な連携により、業界全体での取組の更なる促進を図る。

- ・ バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場において道路運送法又は貨物自動車運送事業法により選任される運行管理者の講習に際し、静岡運輸支局と連携して、交通労働災害防止のための教育を推進する。
- ・ 交通労働災害については、死亡災害の過半数が、バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場以外の事業場で発生していることを踏まえ、静岡県警察と連携し、あらゆる業種の業界団体に対し、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう働きかける。

#### (キ) 職場における「危険の見える化」の推進

- ・ 30歳未満の死傷災害は、12次防中の災害の内14.4%を占めており、働き方の多様化が進む中、派遣労働者、若年労働者や未熟練労働者が現に就労する事業場において、労働者の知識・経験の程度にかかわらず、安心して働ける職場を実現していけるよう、「危険の見える化」に配慮しながら、労働災害防止に関する標識、掲示等の普及を推進する。
- ・ 日本語の理解度に差のある外国人労働者においても、上記と同様の対策を普及していく。

### イ 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止

#### (ア) 高年齢労働者対策

- ・ 労働者の年齢層が上がり、転倒や腰痛が増加していることを踏まえ、高年齢労働者への配慮事項についても普及を図る。

#### (イ) 非正規雇用労働者対策

- ・ 非正規雇用労働者は、正規雇用労働者に比べて安全衛生教育等の実施率が低い傾向にあることから、派遣労働者の労働災害を防止するため、雇入れ時教育をはじめとする安全衛生教育の徹底と教育内容の充実や、「危険の見える化」の推進等安全活動の活性化を図る。
- ・ 小売業や飲食店については、他業種に比べ非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、業界団体と連携しつつ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

#### (ウ) 外国人労働者、技能実習生対策

- ・ 静岡県内の外国人労働者は増加に転じており、技能実習を終えて帰国した外国人労働者等について、建設業、造船業又は製造業の労働者として入国することを認める制度が創設されたことから、労働災害の発生件数の増加が危惧される状況にある。こうした点を踏まえ、関係府省と連携して、外国人労働者を雇用する事業場に対し、安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示の実施、健康管理の実施等の徹底を

図る。あわせて、安全衛生教育の実施に当たっては、外国人労働者向けの安全衛生教育マニュアルの活用を図る。

- ・ 技能実習生については、外国人技能実習機構と連携し、監理団体や技能実習生の受入を行う事業場に対する労働災害防止のための取組を推進する。

#### (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

##### ア 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

- ・ 疾病を抱える労働者の就労の継続に当たっては、職場において就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われる必要があることから、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成8年健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針第1号）、治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（平成28年2月23日付け基発第0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号。以下「両立支援ガイドライン」という。）の周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。
- ・ 静岡県地域両立支援推進チームの活動を活性化させるため、企業や医療機関等の関係者の協力により、治療と職業生活の両立支援体制を強化する。
- ・ 両立支援ガイドラインに基づく事業者と医療機関の連携を一層強化するため、静岡産業保健総合支援センターにおける研修の実施等により普及を図る。
- ・ 職業安定部との連携により就労支援と両立支援の取組が、なお一層深まるよう促進する。

##### イ 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

- ・ 治療と仕事の両立支援は、疾病を抱えた労働者本人からの支援の申出を受けた事業者による支援に加え、静岡県地域両立支援推進チームとの連携により、各種支援を担う医療機関等とも連携を図り総合的な支援を行う。

また、静岡産業保健総合支援センターによる相談支援として、労働者と主治医や企業・産業医とのコミュニケーションのサポートを行うこととしている「両立支援コーディネーター」の養成等に協力し、治療と仕事の両立に係る相談支援体制の充実を図る。

#### (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

##### ア 化学物質による健康障害防止対策

###### (ア) 国際動向等を踏まえた化学物質による健康障害防止対策

- ・ 特定化学物質障害予防規則等の特別規則による健康障害防止措置の実施やラベル表示及びSDS交付の対象としている物質は663物質であるが、その他の多くの化学物質については、健康障害防止措置が義務付けられていない。こうした中で、663物質以外の化学物質がその危険性や有害性が情報伝達されないま

まに、規制対象物質の代替品として用いられるケースが認められることから、今後もラベル表示及び SDS 交付等について指導していく。

- ・ 化学物質の危険性又は有害性等が不明であることは、当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことから、これらの危険性又は有害性等が判明していない化学物質が安易に用いられることのないようにするため、事業者及び労働者に対して、必要な対策を講じることを指導する。

#### (イ) リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善

- ・ 事業者の作業改善の実効性を上げるため「コントロールバンディング」及び「CREATE SIMPLE」などのリスクアセスメント実施支援策の活用を促進する。

#### (ウ) 化学物質の有害性情報の的確な把握

- ・ 静岡県内において、近年発生した遅発性の胆管がん事案、膀胱がん事案等、化学物質等による職業性疾病の疑いのある事案を把握した場合は、労働者の職業歴や作業方法、使用物質等の関係の情報等を収集する。

#### (エ) 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実

- ・ 事業者による化学物質の管理を実効あるものとするためには、労働者が化学物質の危険性又は有害性等やばく露防止の方法等を正しく理解することが重要であることから、雇入れ時等の安全衛生教育において、化学物質のラベル表示や SDS による情報について、十分理解を深められるよう指導し、化学物質に応じた保護具の正しい着用方法を指導する。

### イ 石綿による健康障害防止対策

#### (ア) 解体等作業における石綿ばく露防止

- ・ 石綿が用いられている建築物の解体工事の増加が見込まれる中、石綿の使用の有無の調査が十分に行われないうまま解体工事が施工される事例等が報告されている。このため、石綿に関する届出対象の拡大等により、石綿使用の把握漏れの防止の徹底を指導する。
- ・ 建築物の解体工事等において、適切に石綿ばく露防止措置が講じられるためには、解体工事等の発注者が石綿の有無等に応じて必要な安全衛生経費を負担することが重要である。発注者が低額で短期間の工事を求め、施工者も低額で短期間の工事を提示することで契約を得ようとする事により、必要な石綿ばく露防止措置がおろそかになることが懸念される。こうしたことから石綿ばく露防止措置を講じない施工者への対策を強化する。
- ・ 大規模地震等の自然災害が発生した際に、建築物等のがれきの撤去作業や解体工事において石綿ばく露防止が円滑に図られるよう、環境省のマニュアルも踏まえつつ、被災状況に応じた指導・周知等を行うとともに、防じんマスクや保護手袋、保護具等の着用等、石綿粉じんばく露防止対策の指導を行う。

## (イ) 労働者による石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存

- ・ 石綿をはじめとした化学物質等による健康障害の発症は、遅発性のケースがみられることから、事業者は労働者の化学物質等の取扱いに関するばく露の状況を把握し、過去の情報を含め保存しておくことが必要である。このため、事業の廃止後も含め情報の保続・管理を指導する。

## ウ 受動喫煙防止対策

- ・ 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者に対する効果的な支援の実施により、事業者及び事業場の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策を普及・促進する。
- ・ 事業者が受動喫煙防止対策を行う際に、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」の活用を周知する。

## エ 電離放射線による健康障害防止対策

- ・ 中部電力浜岡原子力発電所における電離放射線被ばく防止対策は、これまでも重点として推進してきたが、同原子力発電所1、2号機の廃炉が決定したことから、新たに廃炉に向けた作業が行われる。

よって、引き続き、立入検査等により電離放射線障害防止規則に基づく被ばく防止措置の徹底等を図る。また、労働災害防止には、企業の経営トップ等の関与が極めて重要であることから、企業のマネジメントの中へ安全衛生を位置付けることを更に推奨していくとともに、労働者の安全衛生に関する経営トップからの取組方針の設定・表明等、積極的な取組を促進する。

- ・ 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理の徹底を図る。

## オ 粉じん障害防止対策

- ・ 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・ 所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を行う建設業労働災害防止協会静岡県支部と連携し、トンネル工事に従事した労働者の健康確保対策を図る。

## (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

### ア 企業のマネジメントへの安全衛生の取組み

- ・ 労働災害防止には、企業の経営トップ等の関与が重要であることから、企業のマネジメントの中に安全衛生を位置付けることを推奨していくとともに、労働者の安全衛生に関する経営トップによる取組方針の設定・表明等、積極的な取組を

推進する。

#### イ 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

- ・ 産業現場で用いられている安全衛生活動や健康確保の取組については、改正を予定している「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成11年労働省告示第53号）の普及と活用を図る。

#### ウ 業界団体内の体制整備の促進

- ・ 労働災害の防止に向けては、業界団体による自主的な取組が重要であることから、労働災害が減少しない業界や取組が低調な業界団体に対して要請等を行う。

#### エ 元方事業者等による健康確保対策の推進

- ・ 建設業等における元方事業者等による関係請負業者に対する健康確保対策の推進のため、効果的な取組を図る。

#### オ 関係官庁との連携の強化

- ・ 関係官庁との連携を強化し、安全や健康確保に関する指導の実施や、公共発注への入札要件に安全衛生への取組を盛り込んでもらうこと等の取組を進める。

### (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

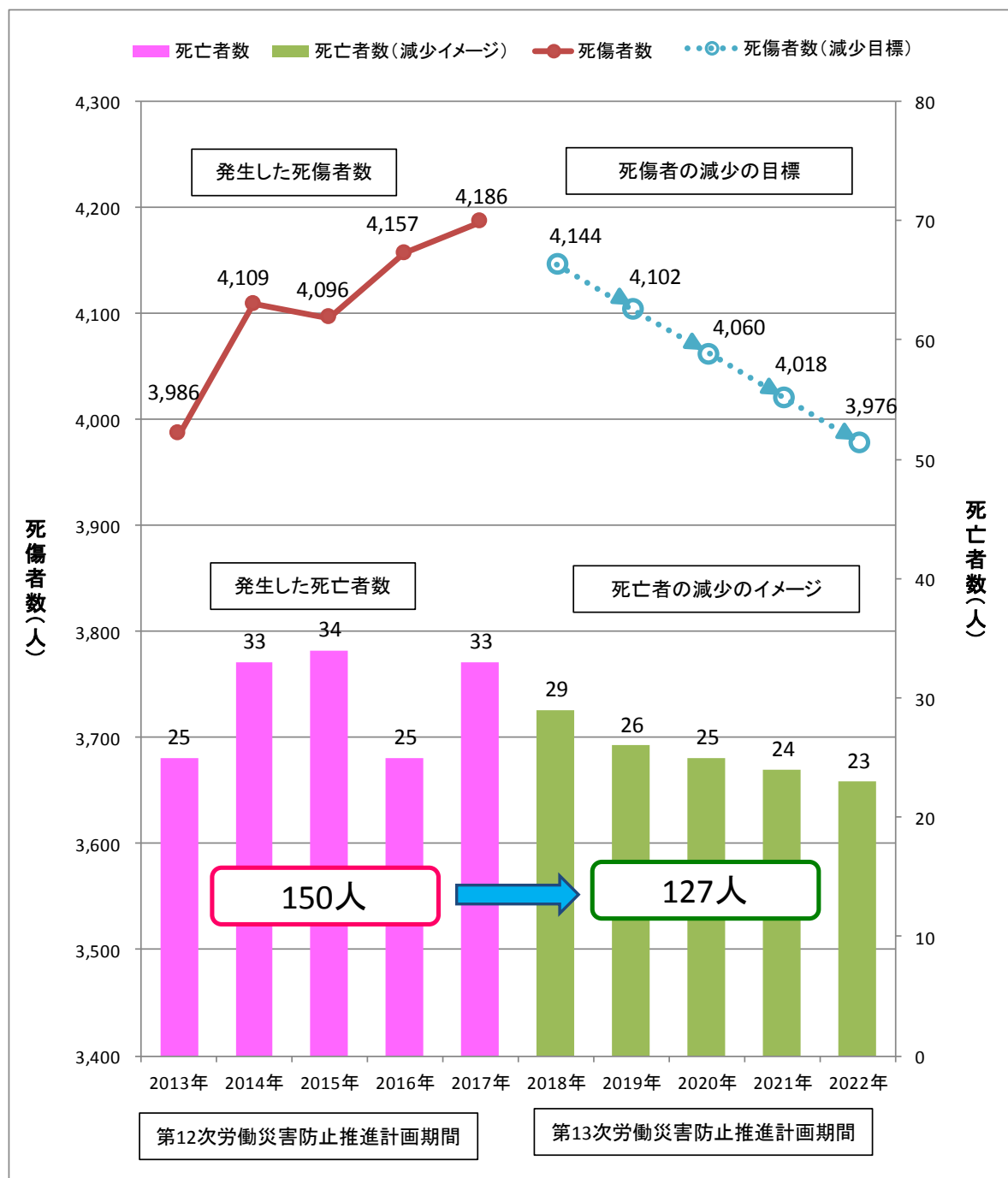
- ・ 安全衛生専門人材の育成、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用を図る等により、安全衛生管理組織の強化を推進する。
- ・ 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会静岡県支部の相談窓口の活用や労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントの能力・質の向上を図る等、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会静岡県支部との連携を強化する。
- ・ 両立支援ガイドラインに基づく事業者と医療機関の連携を一層強化するため、静岡産業保健総合支援センターにおける研修の実施等により普及を図る。（再掲）

### (8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等

#### 高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施

職場における安全確保や健康管理の仕組み、メンタルヘルス等に係る基礎知識等について、県、県内大学や関係機関と連携しつつ、学校保健安全法に基づく「学校安全の推進に関する計画」等を活用した学校教育への取込み等を働きかける。

## 静岡労働局における第13次労働災害防止推進計画の目標 (死亡者数及び死傷者数)



死亡者数の目標は第12次期間中に発生した150人から期間中15%減少の第13次期間中の127人とする